

返戻金システム

当社の紹介により被紹介者が正社員として入社し、当人の責めに帰する事由により退職した場合は、下記の率で算出した金額を返戻する。但し、被紹介者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なる場合の退社は、この限りではない。尚、返戻については、当社に書面にて申請し、当社が受理時点より 30 営業日以内に返戻を行うものとする。

記

事 由	返戻金の
入社 1 ヶ月以内に退社した場合	返戻金：成功報酬金額の 8 0 %
入社 3 ヶ月以内に退社した場合	返戻金：成功報酬金額の 5 0 %
入社 6 ヶ月以内に退社した場合	返戻金：成功報酬金額の 2 0 %

※尚、別途契約書で上記以外の率で契約を締結している場合は、この限りではない。

令和 2 年 1 月 1 日現在

宮内庁御用達

株式会社 西東京スタッフ

代表取締役 平 井 有 子

〒188-0012

東京都西東京市南町4-4-2-303

TEL : 042-461-6432 FAX : 042-461-6583

